

振動規制法 特定建設作業一覧

作業名	規模要件等
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)。又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 ブレーカー(手持式のを除く。)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。